

HUCAM

Hyogo Urbanization
Control Area Meister

つなぐ、土地利用

兵庫県「土地利用マイスター制度」創設

兵庫県では、地域活力を維持するため開発許可制度の弾力的運用により、市街化調整区域での開発・建築行為に係る規制の緩和の取組を進めています。

このたび、県民の皆様土地利用に関する相談・支援体制を充実させ、円滑な土地利用を促進するため開発許可制度（とくに市街化調整区域における許可の立地基準）に詳しい事業者を「土地利用マイスター」として登録・公表する制度を創設しました。

登録の対象となるのは、一定の要件を満たす行政書士事務所・建築士事務所・宅地建物取引業事務所です。詳細・登録申請の方法は HP をご参照ください。

[【https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/kaihatsu_hucam.html】](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/kaihatsu_hucam.html)



マイスター登録申請受付期間：令和8年7月7日～8月14日まで